

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同) ……二
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局多摩環境事務所環境改善課) ……三
 - 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課) ……五
- ### 規則(公)
- 東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………七
- ### 公告
- 防災街区整備事業組合の理事長の就任……………
 - ……………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課) ……七
 - 特定開発行為に関する対策工事等の完了……………
 - ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課) ……七
 - 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………
 - ……………(環境局総務部環境政策課) ……七

告示

● 東京都告示第千九十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(渋谷区代々木神園町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

【格子の回転角度 (0度0分0.00秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】
 起点は、X座標：-36450.3147、Y座標：-12382.1370とする。

別 図



【凡例】
 形質変更時要届出区域
 - - - 単位区画
 _____ 調査対象地

点名	X座標	Y座標	点名	X座標	Y座標
起点	-36450.3147	-12382.1370	9	-36650.3147	-12082.1370
1	-36470.3147	-12502.1370	10	-36660.3147	-12082.1370
2	-36480.3147	-12502.1370	11	-36660.3147	-12072.1370
3	-36480.3147	-12492.1370	12	-36650.3147	-12072.1370
4	-36470.3147	-12492.1370	13	-36730.3147	-12042.1370
5	-36550.3147	-12502.1370	14	-36741.0862	-12042.1370
6	-36560.3147	-12502.1370	15	-36741.3748	-12032.1370
7	-36560.3147	-12492.1370	16	-36730.3147	-12032.1370
8	-36550.3147	-12492.1370			

※表中の座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第九十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第四百四十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区王子五丁目 地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

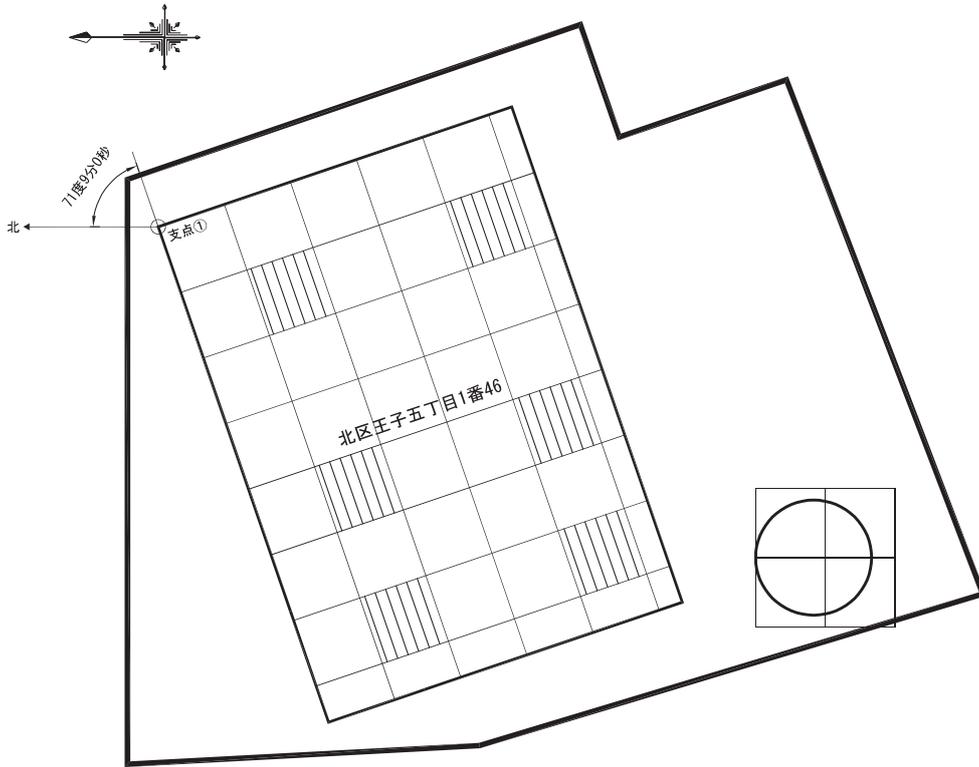
別図

凡例

	: 単位区画
	: 調査対象地
	: 敷地境界及び筆境界
	: 指定を解除する区域

支点
支点① X座標-26143.827 Y座標-8915.105
座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

支点①格子の回転角度(71度9分0秒)
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第千九十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

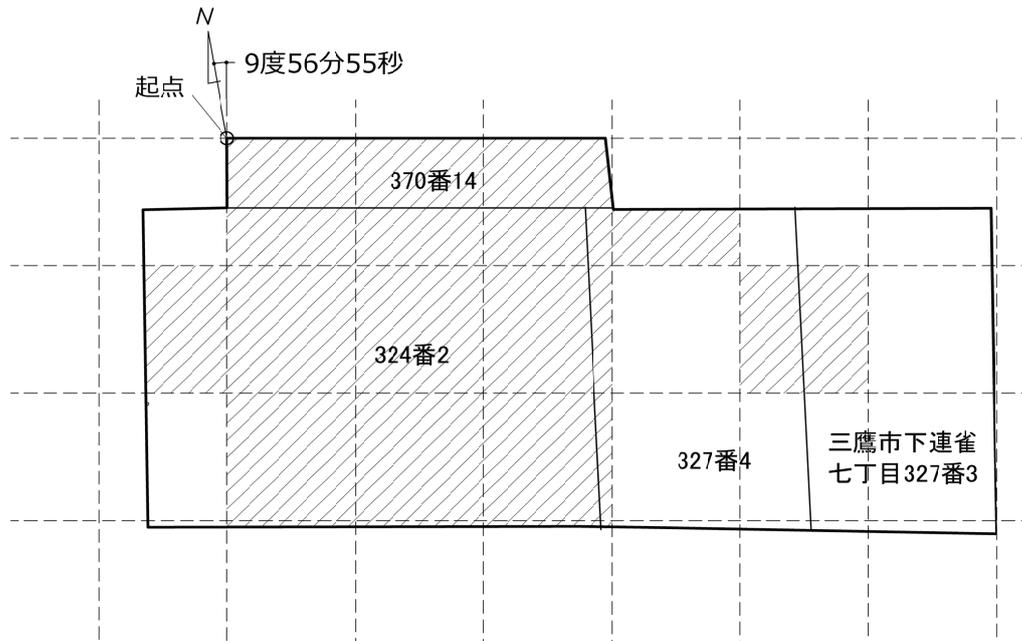
一 要措置区域 別図のとおり（三鷹市下連雀七丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【起点】
 起点は、三鷹市下連雀七丁目370番14の最北端とする。

【凡例】	
□	調査対象地
—	筆境界
----	単位区画
▨	要措置区域

【格子の回転角度：9度56分55秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九十三号

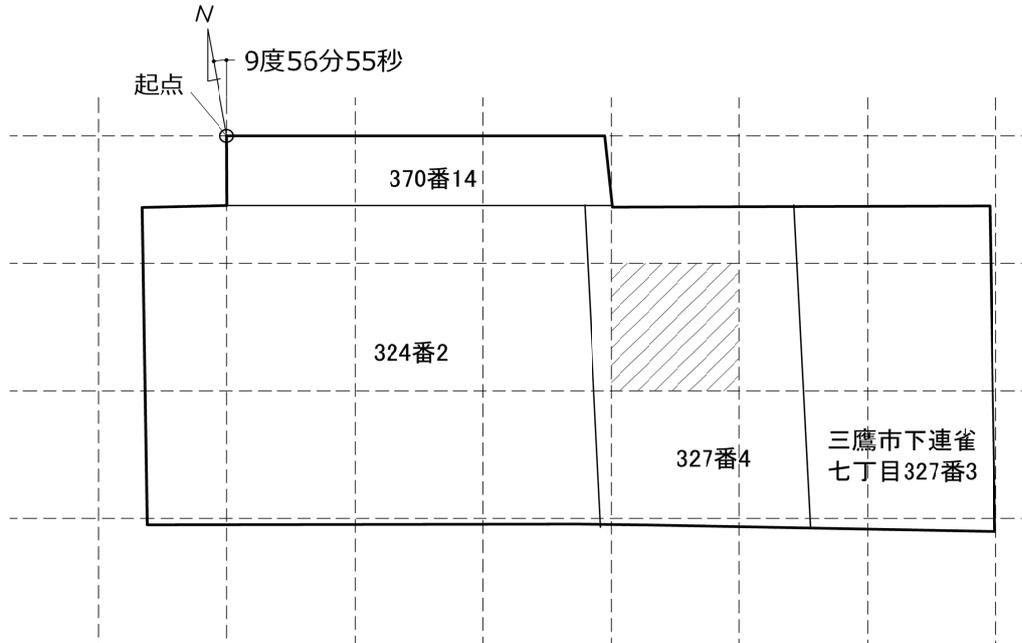
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（三鷹市下連雀七丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに水銀及びその化合物

別図



【起点】

起点は、三鷹市下連雀七丁目370番14の最北端とする。

【凡例】

	調査対象地
	筆境界
	単位区画
	形質変更時要届出区域

【格子の回転角度：9度56分55秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月二十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 奥多摩青梅

二 変更の区間 青梅市畑中三丁目七百七十二番一地先から同所七百九十三番二地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

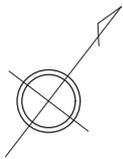
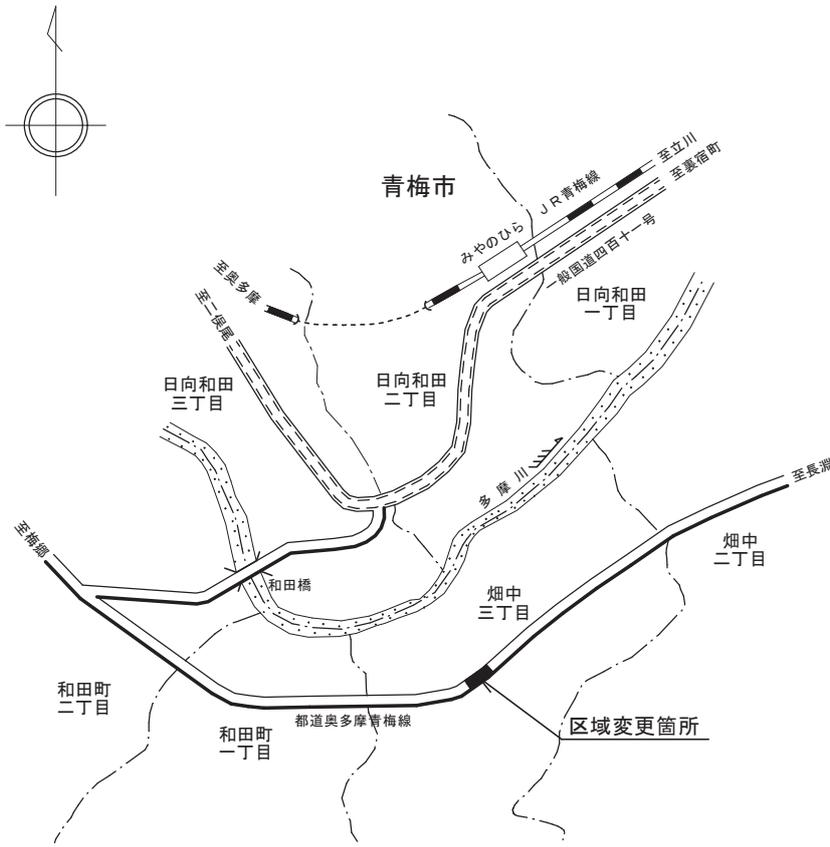
別図

都道奥多摩青梅線区域変更略図
青梅市畑中三丁目地内

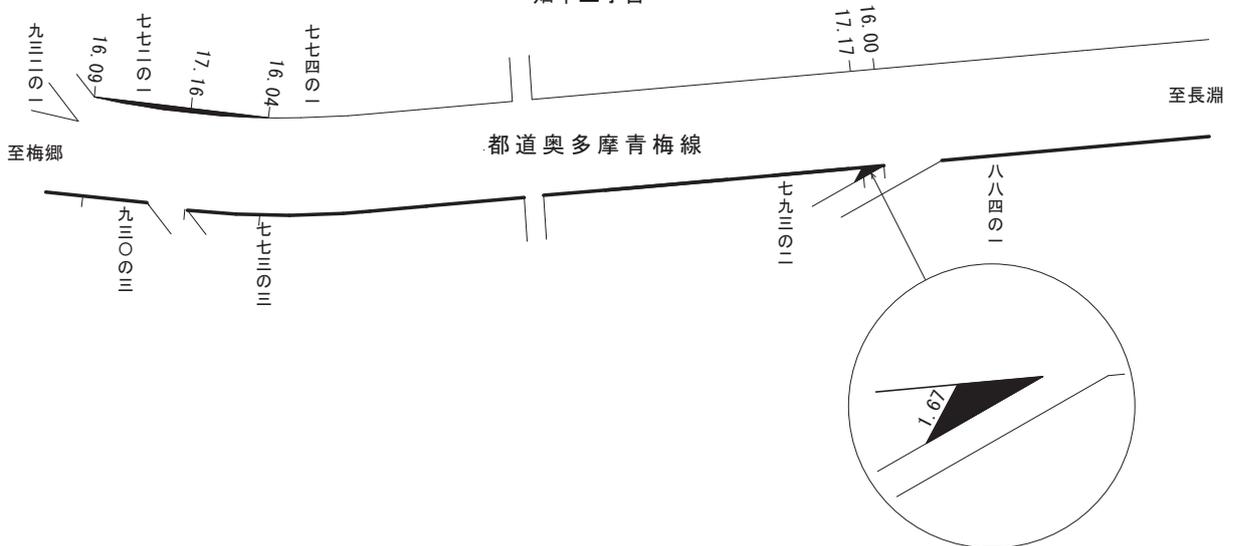
都道
 市道
 一般国道

編入区域
 延長
 面積

三九・八七メートル
 二六・四七平方メートル



青梅市
畑中三丁目



規則(公)

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月28日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

●東京都公安委員会規則第14号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則 (昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号) の一部を次のように改正する。

第8条第4号を次のように改める。

(4) 削除

附 則

- 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都道路交通規則第8条の規定は、この規則の施行の日以後に車両等の運転をした者について適用し、同日前に車両等の運転をした者については、なお従前の例による。

公 告

防災街区整備事業組合の理事長の就任について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成九年法律第四十九号) 第百四十八条第三項において準用する都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第二十八条第一項の規定により、弥生町二丁目19番地区防災街区整備事業組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。
令和六年十月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 氏名 荻井 利宏
- 二 住所 千代田区麹町二丁目十四番地六 麹町パレス八〇六号

特定開発行為に関する対策工事等の完了につ

つ

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律第五十七号) 第十条第一項の規定に基づき許可した次の特定開発行為に関する対策工事等は、完了した。

令和六年十月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

開発区域又は工区に 許可を受けた者の 含まれる地域の名称 住所及び氏名

- 港区愛宕一丁目十番一、同番 二及び同番十二の各一部、十 六番一から同番十一まで、十 七番一から同番四まで、同番 九から同番十五まで、十八番 十九番三並びに同番四 (第一 工区)
- 新宿区西新宿六丁目五番一 号
- 独立行政法人都市再生機構 東日本再生本部
- 本部長 西野 健介

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の

届出について

東京都環境影響評価条例 (昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。) 第六十八条第一項の規定に基づき、東京都市計画道路環状第二号線 (中央区晴海四丁目〜銀座八丁目間) 建設事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。

令和六年十月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

- 二 対象事業の名称

東京都市計画道路環状二号線 (中央区晴海四丁目〜銀座八丁目間) 建設事業

- 三 工事着手の年月日

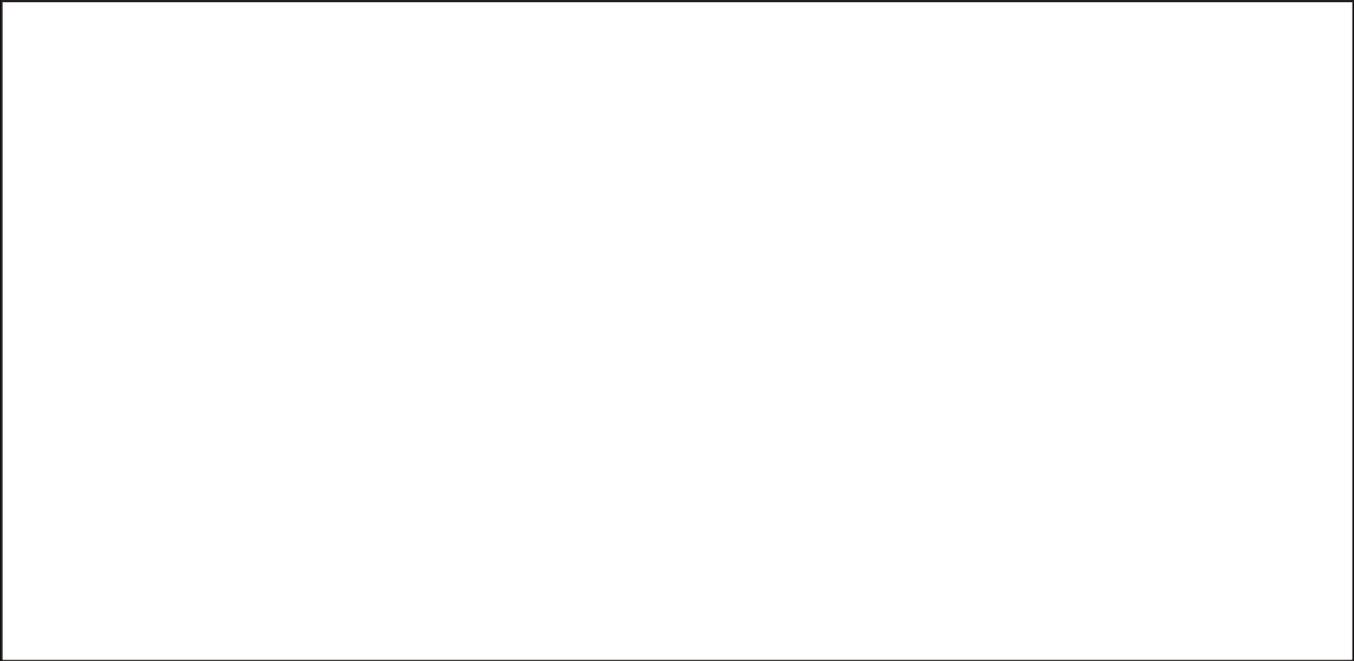
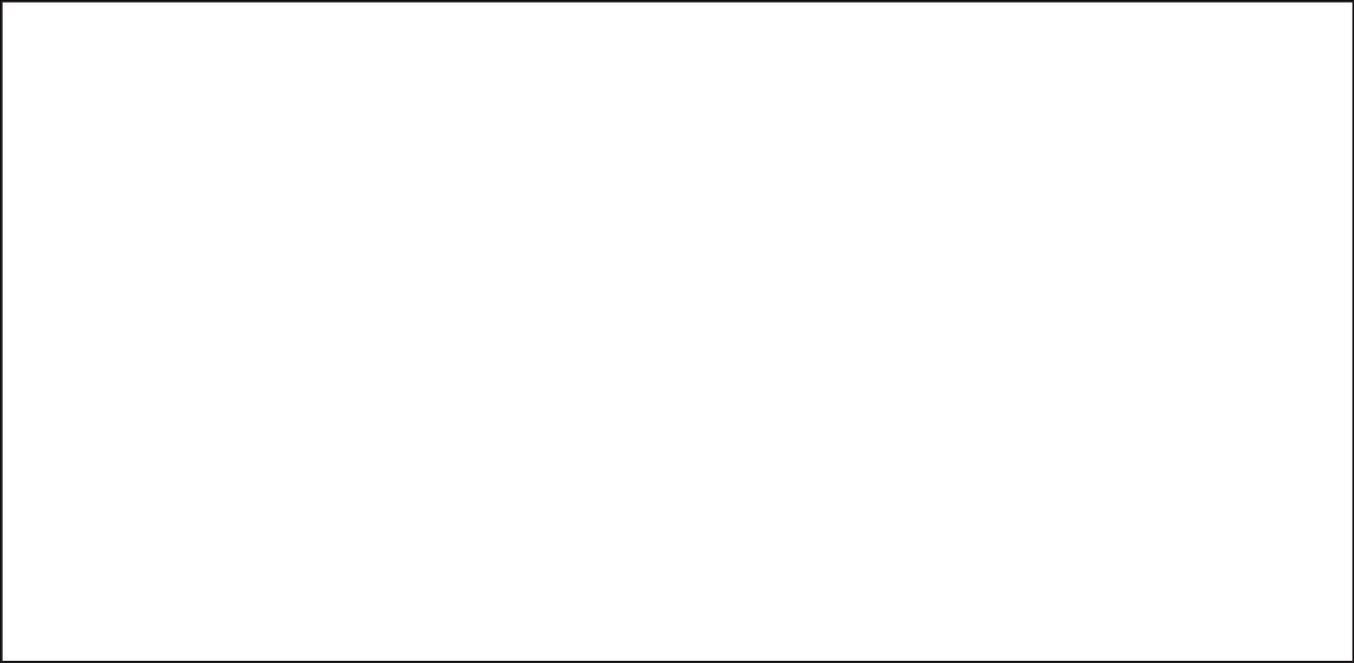
平成二十二年九月二十二日

- 四 工事完了の年月日

令和六年九月十二日

- 五 届出日

令和六年十月十日



発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
号

郵便番号
101-0051